

県内近隣市の規制状況一覧

平成29年12月8日現在
(健康支援課調べ)

自治体名	路上喫煙	歩行喫煙	ポイ捨て	市内全域			重点区域			事業者による 灰皿撤去等	(補足) 左記の概要
				路上喫煙	歩行喫煙	ポイ捨て	路上喫煙	歩行喫煙	ポイ捨て		
千葉市	○	○	○	努力義務	努力義務	義務	義務	義務			路上喫煙等の防止に関し、必要な措置を講ずる義務
	◎	◎	◎			過料	過料	過料			
船橋市	○	○	○	努力義務	努力義務	義務	義務	義務	義務	◎	販売事業者に、路上喫煙の防止に関し、必要な措置を講ずる義務 灰皿等を設置した土地所有者等に、灰皿撤去などの必要な措置を講ずる義務(施行規則第4条)
	◎	◎	◎				過料	過料	過料	勸告・命令 公表	
市川市	○	○	○		義務	義務	義務	義務	義務	×	販売事業者に、回収容器の設置義務
	◎	◎	◎		指導・勸告 命令・公表	指導・勸告 命令・公表	過料	過料	過料		
八千代市	○	○	○		努力義務	義務	義務	義務	義務		
	◎	◎	◎				過料	過料	罰金		
浦安市	×	×	○			義務			義務		
		×	△						指導		
鎌ヶ谷市	○	○	○			義務	義務	義務			
	△	△	△			指導・勸告	指導・勸告	指導・勸告			
松戸市	○	○	○		努力義務	義務	義務	義務	義務		
	◎	◎	◎				過料	過料	過料		
佐倉市	○	○	○			義務	義務	義務		◎	対象は以下に限定 ①喫煙場所を設置する鉄道事業者 ②バス管理者(停留所待合室)
	×	×	×								
柏市	○	○	○		義務	義務	義務	義務	義務	◎	灰皿の設置について配慮するよう努力義務(施行規則第1条の2)
	◎	◎	△		勸告・公表	勸告・公表	過料	過料	過料		
習志野市	×	△	○		努力義務	義務	区域の設定なし				
		×	△			指導					
習志野市 (制定後)											

凡例①:【上段】 ○ 義務
△ 配慮義務・努力義務
× 規制なし
【下段】 ◎ 過料・罰金
○ 氏名等の公表
△ 指導・勸告
× 罰則等なし

凡例②:【上段】 義務 当該行為を行ってはならない
配慮義務 当該行為を行わないよう配慮しなければならぬ
努力義務 当該行為の禁止に努めなければならない
空欄 規制なし
【下段】 違反者に対する罰則等(記載内容のとおり)

凡例③:【上段】 ◎ 明確に規定
○ 想定した規定
△ 適用可能な規定
× 設置義務等
空欄 規定なし/不明
【下段】 違反者に対する罰則等